

## 静岡市建設業者等選定委員会部会運営要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号・平成15年企業局管理規程第3号。以下「規程」という。）第6条第1項の規定により設置される部会の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

- 2 規程第6条第5項の規定による部会の構成及び庶務担当は、別表に掲げるところによる。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

部会名	部会長	部会委員	部会庶務担当課
環境局部会	環境局次長	環境局理事（GX推進担当） 環境局ごみ減量推進課長 環境局廃棄物対策課長 環境局収集業務課長 環境局廃棄物処理課長	環境局 GX推進課
経済局農林水産部会	経済局 農林水産部長	経済局農林水産部中山間地振興担当部長 経済局農林水産部農業政策課長 経済局農林水産部農地整備課長 経済局農林水産部森林政策課長 経済局農林水産部水産振興課長 経済局農林水産部葵・駿河農林施設管理事務所長	経済局 農林水産部 農業政策課
都市局都市計画部会	都市局次長	都市局都市計画部交通政策・Ma a S担当部長 都市局都市計画部緑化政策担当部長 都市局都市計画部都市計画課長 都市局都市計画部景観まちづくり課長 都市局都市計画部大谷・小鹿まちづくり推進課長 都市局都市計画部清水まちづくり推進課長 都市局都市計画部緑地政策課長 都市局都市計画部公園建設管理課長	都市局 都市計画部 都市計画課
都市局建築部会	都市局 建築部長	都市局建築部建築総務課長 都市局建築部建築安全推進課長 都市局建築部住宅政策課長 都市局建築部公共建築課長 都市局建築部設備課長	都市局 建築部 建築総務課
建設局土木部会	建設局次長	建設局土木部建設政策課長 建設局土木部技術政策課長 建設局土木部土木管理課長 建設局土木部河川課長 建設局土木部土木事務所長	建設局 土木部 建設政策課
建設局道路部会	建設局 道路部長	建設局道路部道路整備調整担当部長 建設局道路部道路計画課長 建設局道路部道路保全課長 建設局道路部葵南道路整備課長 建設局道路部葵北道路整備課長 建設局道路部駿河道路整備課長 建設局道路部清水道路整備課長	建設局 道路部 道路計画課

上下水道局水道部会	上下水道局水道部長	上下水道局水道部水道計画課長 上下水道局水道部水道建設・維持課長 上下水道局水道部水道施設課長 上下水道局水道部水質管理課長 上下水道局水道部水道事務所長	上下水道局水道部水道計画課
上下水道局下水道部会	上下水道局下水道部長	上下水道局下水道部下水道計画課長 上下水道局下水道部下水道建設課長 上下水道局下水道部下水道維持課長 上下水道局下水道部下水道施設課長 上下水道局下水道部下水道施設課長・駿河浄化センター担当課長 上下水道局下水道部下水道施設課長青水浄化センター担当課長 上下水道局下水道部下水道事務所長	上下水道局下水道部下水道計画課